第三十条第三項第八号を削り、同項第九号中「附則第四十七条第十四項、第十五項、第十八項、第十九項」を「附則第四十七条第十八項、第十九項」に改め、「第六十八条の二十九第二項、第六十八条の三十第一項（第一号に係る部分に限る。）、」を削り、同号を同項第八号とし、同項第十号から第十二号までを一号ずつ繰り上げ、同項に次の一号を加える。

十二　平成二十二年改正法附則第百十二条第五項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成二十二年改正法第十八条の規定による改正前の租税特別措置法第六十八条の三十四第一項の規定

第三十二条第一項第一号中「、第八項、第十項、第十二項、第十四項又は第十六項」及び「、第四十五条（第一項の表の第一号に係る部分に限る。）、第四十六条の三（第一項第二号に係る部分に限る。）、第四十七条（第一項に係る部分に限る。）、第四十七条の二又は第四十八条」を削り、同項第二号中「附則第三十三条第十四項、第十五項、第十八項、第十九項」を「附則第三十三条第十八項、第十九項」に改め、「第四十五条の二（第二項第一号に係る部分に限る。）、第四十六条（第一項第一号に係る部分に限る。）、」を削り、同項第六号を同項第七号とし、同項第五号の次に次の一号を加える。

六　所得税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六号）附則第七十九条第五項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十八条の規定による改正前の租税特別措置法第四十七条（第一項に係る部分に限る。）の規定

第三十二条第二項中「第五号」を「第六号」に改める。

第三十二条の二第一項を削り、同条第二項中「政令で定める資源は、石油（可燃性天然ガスを含む。）、金属鉱物、石炭及び木材とし、同号に規定する」及び「、伐採した木材の切削」を削り、「これら」を「これ」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項中「次の各号に」を「次に」に改め、同項第一号中「対する投融資等」の下に「（同条第二項第二号に規定する投融資等をいう。以下この号及び第五項において同じ。）」を加え、「出資等（同項第二号」を「出資等（同条第二項第二号」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項を同条第三項とし、同条第五項中「次の各号に」を「次に」に改め、同項第二号中「第三項第三号」を「第二項第三号」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項を同条第五項とし、同条第七項中「第十項」を「第九項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第八項を同条第七項とし、同条第九項から第十一項までを一項ずつ繰り上げ、同条第十二項中「又は分割型分割」を削り、同項を同条第十一項とし、同条第十三項を同条第十二項とし、同条第十四項中「第十六項」を「第十五項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十五項を同条第十四項とし、同条第十六項中「第十四項」を「第十三項」に、「適格事後設立」を「適格現物分配」に、「合併又は分割型分割の日」を「合併の日」に改め、同項第二号中「又は分割型分割」及び「又は分割承継法人」を削り、同項を同条第十五項とし、同条第十七項中「第十四項」を「第十三項」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十八項中「適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立」を「適格分割等」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第十九項を同条第十八項とし、同条第二十項中「適格事後設立」を「適格現物分配」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第二十一項を同条第二十項とし、同条第二十二項から第二十六項までを一項ずつ繰り上げ、同条第二十七項中「、現物出資法人又は事後設立法人」を「又は現物出資法人」に、「、現物出資又は事後設立（法人税法第二条第十二号の六に規定する事後設立をいう。）」を「又は現物出資」に、「、現物出資又は事後設立に」を「又は現物出資に」に、「、被現物出資法人又は被事後設立法人」を「又は被現物出資法人」に改め、同項を同条第二十六項とする。

第三十二条の三中「前条第十四項から第十六項まで」を「前条第十三項から第十五項まで」に、「前条第十六項中「第一号」を「前条第十五項中「、第一号」に改め、「以外の適格現物出資」の下に「又は適格現物分配」を加え、「適格現物出資」を「又は適格現物出資又は適格事後設立」に改める。

第三十二条の四第二項中「、適格現物出資又は適格事後設立」を「又は適格現物出資」に、「、被現物出資法人又は被事後設立法人」を「又は被現物出資法人」に、「、現物出資法人又は事後設立法人」に改め、同条第三項中「次の各号に」を「次に」に改め、同条第四項中「、現物出資又は法人税法第二条第十二号の六に規定する事後設立」を「又は現物出資法人」を「又は現物出資法人」に改め、同条第八項中「次の各号に」を「次に」に改め、同条第十二項から第十四項及び第十三項中「第三十二条の二第十四項から第十六項まで」を「第三十二条の二第十三項から第十五項まで」に、「第三十二条の二第十六項中「第一号」を「第三十二条の二第十五項中「、第一号」に改め、「以外の適格現物出資」の下に「又は適格現物分配」を加え、「適格現物出資」を「又は適格現物出資又は適格事後設立」に改める。

第三十二条の五第二項中「、適格現物出資又は適格事後設立」を「又は適格現物出資」に、「、当該分割型分割の日の前日又は当該分社型分割の日」を「又は当該分割の日」に改め、同条第三項中「第三十二条の二第十四項から第十六項まで」を「第三十二条の二第十三項から第十五項まで」に、「第三十二条の二第十六項中「第一号」を「第三十二条の二第十五項中「、第一号」に改め、「以外の適格現物出資」の下に「又は適格現物分配」を加え、「適格現物出資」を「又は適格現物出資」に改める。

第三十三条の三及び第三十三条の四第七項中「第三十二条の二第十四項から第十六項まで」を「第三十二条の二第十三項から第十五項まで」に、「第三十二条の二第十六項」を「第三十二条の二第十五項」に、「適格事後設立」を「適格現物分配」に改め、「、「又は分割型分割の日」とあるのは「の日」と」、「合併又は分割型分割により合併法人又は分割承継法人に」、「合併により合併法人に」及び「、その合併又は分割型分割の」とあるのは「その合併」と」を削る。

第三十三条の五第五項第二号中「運送保険又は」の下に「火災共済（火災共済協同組合及び法第五十七条の五第一項第七号に掲げる協同組合連合会の行う共済並びに」を、「同じ。）」の下に「に限る。）」を加え、同項第三号中「火災共済（農家火災共済を除く。）」を「前号に掲げる火災共済以外の火災共済」に改め、同条第十四項中「、現物出資又は事後設立（法人税法第二条第十二号の六に規定する事後設立をいう。第二号において同じ。）」を「又は現物出資」に、「（分割型分割に係る分割法人にあつては、保険契約の移転をしない分割型分割に係る分割法人を含む。第一号において同じ。）、現物出資法人若しくは事後設立法人」を「若しくは現物出資法人」に、「、被現物出資法人若しくは被事後設立法人」を「若しくは被現物出資法人」に改め、同項第一号中「若しくは分割型分割に係る分割法人」を削り、「合併若しくは分割型分割」を「合併」に、「最後事業年度等」を「最後事業年度」に改め、「又は分割型分割に係る分割法人の分割型分割の日を含む事業年度（以下この号において「分割事業年度」という。）」を削り、「最後事業年度等又は当該分割事業年度」を「最後事業年度」に改め、同項第二号中「分社型分割に係る」を削り、「、現物出資法人又は事後設立法人」を「又は現物出資法人」に、「分社型分割、現物出資又は事後設立（以下この号及び第四号において「分社型分割等」という。）」を「分割又は現物出資」に改め、同号イ及びロ中「分社型分割等」を「分割又は現物出資」に改め、同項第三号中「又は分割型分割に係る分割承継法人」を削り、「合併又は分割型分割」を「合併」に改め、「又は分割承継法人」を削り、同号イ及びロを次のように改める。

イ　その合併に係る被合併法人が連結親法人である場合の当該合併　当該被合併法人の第三十九条の八十三第十四項第一号に規定する合併の日の前日を含む連結事業年度における同号の当年度保険料等

ロ　イに掲げる合併以外の合併　当該合併に係る被合併法人の最後事業年度における当年度保険料等

第三十三条の五第十四項第三号ハを削り、同項第四号中「分社型分割に係る」を削り、「、被現物出資法人又は被事後設立法人」を「又は被現物出資法人」に、「分社型分割等」を「分割又は現物出資」に、「分社型分割又は」を「分割又は」に、「、現物出資法人又は事後設立法人」を「又は現物出資法人」に改め、同条第十五項第二号中「第十五条の二第一項本文」を「第十五条の二第一項」に、「第十五条の二第二項」を「第十四条第二項第一号」に、「（当該」を「（同法第十四条第二項第一号イの規定の適用を受ける場合にあつては当該前日を含む事業年度開始の日から当該前日を含む同号